

機械器具 (58) 整形用器具器械  
一般医療機器:整形外科用バー JMDN:36249001

## ケイセイ整形外科用バー

### 【禁忌・禁止】

1. 本品は未滅菌ですので、使用前に必ず洗浄・滅菌を行うこと。
2. 製品本来の使用目的と違う用途での使用はしないこと。
3. 本品の加工、改造等は絶対に行わない事。

### 【形状・構造及び原理等】

1. 材料
  - ① ステンレス鋼
  - ② 高速度工具鋼
2. 形状、構造
  - 1) 代表例



- 2) 種類
  - ① ドライバーチップ
  - ② カッテングバー

3. 原理  
本品は他の器具と結合させ、溝切り面又は切断面を回転させることにより骨組織の孔あけや成形をすることができる。

### 【使用目的、効能又は効果】

1. 顎顔面手術、脊椎手術及び大小の骨手術に骨組織の孔あけや成形に用いる。

### 【操作方法又は使用方法】

1. 本品は他の器具と結合させ、溝切り面又は切断面を回転させることにより目的部位の骨組織の孔あけや成形をする。
2. 本品は未滅菌ですので、使用に際しては必ず洗浄しオートクレーブ(121℃20分)又はエチレンオキシドにて滅菌を行う。

### 【使用上の注意】

1. 先端を損傷したり、硬いものに接触させたりして変形や損傷が生じると、器具・器械の寿命を著しく低下させます。
2. 本品を使用するにあたっては、装置と技術に対する適切な理解が必要です。手技に習熟した方以外は使用しないで下さい。
3. 本品の回転軸の直径に適合する結合部をもつ機器で使用すること。適合しない結合部の機器や誤った使用法は本品の損傷や事故を招く恐れがあります。
4. 本品を使用するには、神経と血管の損傷を避けるために、厳密な解剖学的考慮が必要です。
5. 本品の取扱い際は、偶発的な事故を防止するため先鋭部等に細心の注意を払い、回転中の巻き込みに注意すること。また、包装から取り出し洗浄・滅菌を行うこと。
6. 洗浄の際、目の粗い磨き粉や、金属ウールで本品の表面を磨かないこと。

### 【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

1. 本品を保管する際は、高温・高湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。
2. 水濡れや直射日光は絶対に避けること。

### 【保守・点検に係る事項】

1. 医用器機の使用、保守管理責任は使用者側にあります。
2. 本品を安全に、より長い間ご使用頂くために、始業・終業・定期点検等は、必ず行って下さい。
3. 錆を防ぐ為に以下の事をお守り下さい。
  - ① 使用後は速やかに洗浄を行うこと
  - ② 洗浄後に汚れが残った状態での滅菌、消毒はしないこと。
  - ③ 洗浄や滅菌に使用する水は、蒸留水か脱塩した水を使用すること。
  - ④ 酸やアルカリの強い洗剤の使用は避けること。  
(中性の洗剤をご使用下さい)
  - ⑤ 超音波洗浄の際にはメーカー指定の適正な洗剤を使用すること。(家庭用洗剤は使用しないで下さい)
  - ⑥ 洗浄後、湿った状態での放置はしないこと。

### 【包装】

1本入り

### 【製品に対する苦情】

1. 製品の品質、安全性、信頼性、耐久性、効能効果又は性能に関する苦情は、ケイセイ医科工業㈱までご連絡下さい。
2. この製品が機能しない(たとえば規格に合致しない、期待されるような性能がない)場合、または機能しないことが疑われるような場合にも速やかにご連絡下さい。
3. この製品による、またはこの製品によると思われる患者の死または重篤な障害が起きた場合には、電話、FAX 等によりただちにご連絡下さい。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売元  ケイセイ医科工業株式会社

〒959-0261 新潟県燕市吉田鴻巣96  
Tel:0256-92-3582 Fax:0256-92-6168  
E-Mail:tech@keiseimed.com

ISO 9001 登録証番号 JP08/040041\*

ISO13485 登録証番号 JP08/040040

「この製品は、品質マネジメントシステムの国際規格である ISO9001 及び ISO13485 の認証を取得した工場にて製造されています。」

製造業者  ケイセイ医科工業株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷3-19-6  
Tel:03-3816-2811